別表十七の二㈠付表二の記載要領第１号中「。）若しくは」を「。）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）第68条の89の２（第４項を除く。）（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）若しくは第68条の89の３（連結超過利子額の損金算入）」を「、同第二号中「又は平成31年旧措置法第68条の89の２第３項」を「、第39条の113の２第19項」を「第39条の113の２第21項」に改め、「又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「平成31年旧措置法施行令」という。）第39条の113の２第16項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削り、同第三号中「第39条の113の２第19項又は平成31年旧措置法施行令第39条の113の２第16項」を「第39条の113の２第21項」に改める。

別表十七の二㈡の記載要領第十号を同第十一号とし、同第九号を同第十号とし、同第八号を同第九号とし、同第七号㈢中「第39条の113の２第22項第２号（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）」を「第39条の113の２第25項第２号」に、「同条第25項」を「同条第28項」に、「同条第22項第２号」を「同条第25項第２号」に改め、同号を同第八号とし、同第六号を同第七号とし、同第五号から第五号までを１号ずつ繰り下げ、同第１号の次に次の１号を加える。

「受取利子等の合計額（各連結法人の別表十七の二㈡付表二「３」の合計＋「12」の合計）	（２）の欄は、租税特別措置法施行令第39条の113の２第22項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用がある場合には、同項に規定する公社債の利子から成る部分の金額の合計額を含めて記載すること。
「対象外支払利子等の額（２）＋（３）＋（４）＋（５）＋（６）	（７）」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の113の２第12項各号（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表十七の二㈠の二付表二の記載要領の改正規定、別表十七の二㈠の五の記載要領第六号(1)の改正規定、別表十七の二㈠の五付表二の記載要領の改正規定、別表十七の二㈡の記載要領の改正規定及び別表十七の二㈡付表の記載要領の改正規定　令和三年三月三十一日

二　第三十六条の三の二第一項の改正規定、同条第七項の改正規定、第三十七条の十五の二第一項の改正規定及び同条第七項の改正規定　令和四年一月一日

三　第二十二条の四第六号の改正規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

（経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（次条において「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる合併、分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配、株式交換、株式移転又は株式交付（以下この条において「合併等」という。）について適用し、施行日前に行われた合併等については、なお従前の例による。

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等に関する経過措置）

第三条　新規則第二十四条の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百十五号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十九条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第五項第一号並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十七第三項、第四条の二十一並びに第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（障害者非課税信託申告書の添付書類の提出の特例）

第五条の二　施行令第四条の十七第三項に規定する添付書類に記載されている事項を電磁的方法（同条第一項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する特定障害者は、施行令第四条の十第一項に規定する受託者の営業所等に対し、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項第二号（電子情報処理組織による申請等）に規定する方法により作成した当該添付書類に記載されている事項が記録された同号に規定する電磁的記録を障害者非課税信託申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。